

建設常任委員会

令和7年5月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫

○溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

井上 卓也

木澤 正男

中川 議長

2. 理事者出席者

町 長

中西 和夫

副 町 長

加藤 惠三

都市建設部長

上田 俊雄

建設農林課長

田口三十士

同 課 長 補 佐

田中 弘二

同 課 長 補 佐

平本 吉男

都市創生課長

手塚 仁

同 課 長 補 佐

竹山 潔

同 係 長

角井 亮祐

地域振興課長

福居 哲也

同 課 長 補 佐

荒木 浩司

同 課 長 補 佐

上田 和弘

同 係 長

池田 恵充

3. 会議の書記

議会事務局 長

福田 善行

同 係 長

吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 溝部委員、小城委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時会で、建設常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます。溝部副委員長ともどもよろしく願いいたします。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、溝部委員、小城委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。

手塚都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて報告いたします。

はじめに、いかるがパークウェイの整備に伴う国の予算についてであります。

令和7年度の当初予算における国直轄事業の事業計画が、4月23日に、公表されました。この中で、いかるがパークウェイ整備に関する予算として、前年度と同額の5億円が計上され、その事業内容は、五百井・興留区間における工事費や調査設計費、県道大和高田斑鳩線への右折レーン設置に係る用地買収費等が示されております。

来年度以降も、継続的な事業促進のための予算を確保いただけるよう、国及

び県に対しまして、積極的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、五百井・興留区間の工事の進捗についてであります。

資料1をお願いします。

令和6年度発注工事として緑色で示しております、小吉田交差点からイツボ川までの区間の電線共同溝工事につきましては、令和7年1月14日に工事請負契約を締結し、現在、準備工が進められております。工期は、令和7年1月15日から令和8年2月27日までの予定となっております。また、その東側の青色の丸で囲んでおります、イツボ川の河川部分の函渠他整備工事につきましては、令和6年10月2日に工事請負契約を締結し、令和6年10月3日から令和7年6月30日までの工期で、現在まで県道大和高田斑鳩線から西向きに工事箇所への仮設通路を整備しておりますが、関係機関協議等に時間を要したことにより、当初の契約工期での完成が困難であります。今後、工期の延長を行い、秋以降の非出水期に工事を再開する予定で進められております。

次に、令和7年度発注工事として、橙色で示しております、イツボ川の西側及び東側において、新たに地盤改良工事に着手される予定であることを確認しております。

以上、継続審査、都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 前回でしたかね、このパークウェイの大和高田斑鳩線に接続するところの、東側の歩道の買収については、まだ同意が得られてないというふうにおっしゃってはいりましたけども、今の状況はその後どうなってますかね。

委員長 手塚都市創生課長。

都市創生課長 県道大和高田斑鳩線の右折レーン設置に伴いまして、地権者の方が5件ございまして、5件の方にお伺いしております、概ねご了承といえますか、契約

までは至っておりませんが、順調に交渉は進んでいるところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、２．各課報告事項を議題とします。

(１) 水道料金不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。

田口建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、令和６年度水道料金不納欠損処分について、ご報告させていただきます。

資料２をご覧ください。

民法の規定に基づいて、令和６年度において水道料金の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものであります。

(１) 令和６年度不納欠損処分事由別内訳でございますが、令和６年度では、令和７年３月３１日付で民法の規定に基づき、徴収することができなくなった水道料金について、水道使用者実人数で１６人、１１５，３４６円の不納欠損処分を行いました。

不納欠損とした事由でございますが、民法第１７３条第１号の規定による消滅時効でございます。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生した時から納入の督促、催告や給水停止を行ってまいりましたが、納入がないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行うものでございます。

次に(２) 令和６年度不納欠損処分年度別内訳でございます。

今回、不納欠損いたしました年度別の水道使用者と水道料金の内訳を示して

おります。時効が到来したものを年度末に一括で処理していることから、対象年度は令和3年度から令和4年度分となっております。

次に、資料の裏面でございます。（３）不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の不納欠損処分を行った水道使用者の実人数と料金の推移をお示しております。

斑鳩町水道事業は県域一体化に伴い、資産等負債も含めて奈良県広域水道企業団へ引き継ぐこととなっておりますので、今後の水道料金の不納欠損処分につきましては、奈良県広域水道企業団にて処理を行っていくこととなります。

以上、令和6年度水道料金不納欠損処分についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
嶋田委員。

嶋田委員 これ理由はなんですか、転居されて連絡が取れないということなんですか。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林 滞納されました方につきましては、督促状を送り、納期を定めて納入の方を
課長 促しております。それでも、なお納入がありません場合は催告書を発送させていただきまして、改めて納期を定め督促をさせてもらってます。更にもう一度催告書を発行して、給水停止の方をさせてもらって、最終的に連絡が取れないということになりますことから、不納欠損処分を行っております。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 事由につきましては、16件のうち11件が亡くなられた方。そして居所不
部長 明が4件、そして転居が1件という内訳になっております。

委員長 中川議長。

議 長 この消滅時効というのは税法でいったら5年、そしてこの水道料金でいったら何年なんやろ。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林
課長 水道におきましては民法が適用されまして、2年となっております。

議 長 11人かな、亡くなりはったん、そして4人がわからへん。その11人の方、その2年の間に亡くなられたと思うねんけど、生存中には集金できなかったん。亡くなるの待っていたように思うねんけどな。

建設農林
課長 11名の方につきましては、生存中に滞納が発生しまして、その後2年間の間に督促等を行うなかで、死亡されたのが確認されております。

議 長 たぶん、実人数が16で11万円、6千円、7千円平均したらな、1件、その金額に対してあまりにしつこく追うっていうんか、手間かけるのもどうやと
いうことで、代表監査委員も早く切りなさいとよう言っはったんで、仕方ないのかなというふうに思いますけども、なるべくきっちり払っている方もおられますんで、集金できるように努力はしていただきたいということ申しあげておきます。

委員長 そのほかございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)下水道使用料不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 田口建設農林課長。

建設農林 それでは、令和6年度下水道使用料不納欠損処分について、ご報告させてい

課長

たきます。資料3をご覧ください。

地方自治法の規定に基づいて、令和6年度において下水道使用料の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものでございます。

(1) 令和6年度不納欠損処分事由別内訳であります、納入義務者実人数で7人、金額で26,349円の不納欠損処分を行いました。

不納欠損処分とした事由でございますが、地方自治法第231条の3第3項の規定による消滅時効でございます。

すべて、地方税法第15条の7第4項 滞納処分の停止が3年間継続し、納付・納入義務が消滅するものとなっております。

(2) 令和6年度不納欠損処分年度別内訳でございますが、今回、不納欠損いたしました年度別の納入義務者数と不納欠損額の内訳を示しております。

次に資料の裏面でございます。(3) 不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の不納欠損処分を行った下水道使用料納入義務者の実人数と下水道使用料の推移をお示しております。

下水道使用料の不納欠損処分につきましては、適正な処理に努めていきたいと考えております。

以上、令和6年度下水道使用料不納欠損処分についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

これについても住所、転居されたんかどうか、その理由についてお伺いします。

建設農林
課長

こちらにつきましては、滞納されてから督促等を送りましたが所在不明ということで、執行停止してから3年経たれたものについて処分したものでございます。所在不明ということでございます。

嶋田委員

所在不明ということは、転居されたということですか。

建設農林
課長

そのとおりでございます。

嶋田委員

転居先わかってますわな、そこへ督促を送られたということですか。それでなんの返答もないということですか。

建設農林
課長

督促を送りまして、転居先がわかりましたらそちらの方に送付先を変えて送付の方しておりますが、その先また転居等を繰り返されますと、宛先不明というようなことで督促状等が返ってくるということで、所在不明ということになっております。

委員長

ほかにございませんか。 中川議長。

議 長

ちょっと教えてほしいんですけどもね、この231条の3、3年間継続し、納付・納入義務が消滅するものと、例えばその下の236条の1、消滅時効が到来したものとあるねんけど、この上の3年の時効と下の時効消滅となにがどない違うねんやろ。

委員長

田口建設農林課長。

建設農林
課長

上にあります231条3の3、地方税法の15条の7の4につきましては、執行停止から3年経過したものでございます。一方下の地方自治法の236条の1につきましては、5年経過によって時効が成立するものでございます。

議 長

さっきの水道料金は民法の2年で時効や言って、下水は5年、水道の2年と下水道の5年っていう異なりはなんやねんやろ。法律やろうけど。

建設農林
課長

議員おっしゃいますように、取り扱う法律が違いまして、水道につきましては民法適用となり2年の時効ということになっています。一方、下水道につきましては地方自治法231条の方が適用されますので、こちらによる違いで年

度等が変わってまいります。

補足させていただきます。水道の民法適用につきましては、水道の使用関係は給水契約に基づく私法上の債権債務関係であることから、民法が適用され2年の時効ということであります。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(3)斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 荒木地域振興課課長補佐。

地域振興
課長補佐

斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてご報告いたします。

はじめに、史跡藤ノ木古墳の春季の石室特別公開についてであります。

5月24日土曜日と25日日曜日の2日間の開催とし、先着順・当日受付の方法で実施いたします。

次に、斑鳩町文化財活用センターの展示会についてであります。

5月17日土曜日から7月6日日曜日までを展示期間として、文化財センター春季企画展「斑鳩の古墳をさぐる～奈良大学との共同調査の成果～」を現在、開催しております。

この展示会では、奈良大学との官学連携協定に基づき、平成25年度から奈良大学と共同で町内の古墳の調査を行っており、この調査成果を広く知っていただくことを目的に、これまで発掘調査を実施してきた斑鳩大塚古墳や舟塚古墳などから出土した埴輪や土器などの遺物を展示し、神代古墳や、亀塚古墳などの測量調査の成果も紹介しております。

また、その関連行事として、6月8日日曜日の午後1時30分より、斑鳩町中央公民館において、これらの古墳の発掘調査を担当されました奈良大学の豊島直博教授による発掘調査の成果の報告を内容としました歴史講演会を開催いたします。

次に、史跡中宮寺跡の活用についてであります。

4月26日土曜日から2週間程度、町民の皆さまからご寄附いただいた鯉のぼりを掲揚いたしますとともに、5月5日のこどもの日に、イベントを開催いたしました。

当日は、ボランティアの方々や関係機関にも協力をいただき、勾玉づくりのほか、子どもの遊び場での昔のなつかしい遊びや和太鼓体験、トランポリンやストラックアウトなどの軽スポーツ、紙芝居の青空おはなし会、消防指令車・パトカーの展示や撮影などを企画し、多くの子どもたちとご家族の方に楽しんでいただきました。

また、当日は、法隆寺iセンター管理運営グループにも協力依頼を行い、今年度、新たに、キッチンカー5台の出店があり、ベビーカステラ、たこ焼き、かき氷などの販売がされ、多くの方にご利用いただいたところであります。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議 長 去年も史跡中宮寺跡公園にこいのぼりあがってあったと思うねんけども、あれ去年と今年は同じ、さっき住民の人から寄付もらったというのは、去年に貰ったということか。

委員長 荒木地域振興課長補佐。

地域振興 今のところ毎年ご寄附をいただいて、それらを交換しながら掲揚しております。
課長補佐 去年とは違うものを掲揚しております。

議 長 それは全部寄附もらったやつ、あげる個数に制限っていうんか、あげられへんからそうしてるの。せっかく寄附もおてんから全部あげたるいうわけにはいかへんのか。

地域振興
課長補佐 途中で交換してあげている時もありますが、今年は新しい方を優先してあげ
させていただきます。

議 長 せやからなさっき言ったように、全部、あげられへんの。

地域振興
課長補佐 ポールに個数がありましてですね、全部あげられない時もありますけれど
も、できるだけ交換してあげさせてもらっている時もあります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（４）斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、理事者
の報告を求めます。 福居地域振興課長。

地域振興
課長 それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について報告させて
いただきます。

はじめに、本事業の進捗状況についてであります。

本事業につきましては、株式会社呉竹荘と定例的に協議を行い、事業進捗を
確認しているところでありますが、この度、マルシェ・宿泊施設の建設計画の
住民説明会が開催されましたので、その概要を報告させていただきます。

説明会の対象は、三町地区であり、４月２７日の日曜日に、三町会館にて開
催され、１９名の方が参加されました。

冒頭、呉竹荘の担当者から、コロナ禍の影響により本事業の実施が遅れてい
ることと、その間に建設計画の見直しが行われ、当初の計画から一棟貸しの宿
泊施設に変更されていることなどが説明されました。

続いて、施工業者から、建物の規模・構造や、工事車両の走行経路など工事
計画が説明され、工期については、５月から令和８年３月末までとなっております。

その後の質疑応答においては、参加者から、ホテルの宿泊定員や設備などの運営方針についてや、ホテル開業後の駐車場営業について、また、近隣住民の住環境に影響のないホテル運営等の要望などがあり、呉竹荘の担当者から、可能な限り住民の意向に沿う形で対応する旨の回答がされ、説明会は、概ね問題なく終了しております。

町としましても、周辺住民の意向を十分踏まえまして、事業進捗の管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

今後も、引き続き、本事業の進捗状況について、定期的に呉竹荘と協議を行い内容把握に努め、必要に応じて、本委員会にご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

中川議長。

議 長

直接ホテルちゃうねんけど、前回の委員会で言うた、iセンター駐車場の東側、いつ見ても見苦しいねんけども、植栽が枯れている、いらんプランターがいっぱい置いてる、あの壁の東側の管理は誰がするの、やっぱり呉竹か。

建設農林
課長

道路管理者となります斑鳩町が管理していくこととなります。

議 長

町営駐車場の塀の東側、三町にあがる道路の、道路と駐車場の間、水路と壁の間は町の管理。それやったらなんで前回の委員会で指摘しているねんから整備してくれないの。たいがい見苦しいであれ。

委員長

上田都市建設部長。

都市建設
部長

ご意見を賜りましたので早急に対処させていただきたいと思います。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、（５）地域観光魅力向上事業の実施についてです。

この報告は、令和７年第３回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

なお、追加説明の求めについては、報告後にお受けします。

それでは、（５）地域観光魅力向上事業の実施について理事者の報告を求めます。 福居地域振興課長。

地域振興
課長

それでは、地域観光魅力向上事業の実施についてご報告いたします。

本事業につきましては、観光庁が所管する地域観光魅力向上事業補助金を活用して実施するものであり、その補助目的は、将来に亘って持続的に地域誘客が促進されるよう、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を行うこととされております。

このことから、本町の事業としましては、（１）事業概要であります。大阪・関西万博の開催による関西へ来訪機運の高まりを契機として、①から③に掲げた、仏師と巡る法隆寺ガイドツアーや、写経写仏体験ツアー、剣道体験ツアー等の旅行商品を造成し、販路開拓及び情報発信を行う取組みを実施したいと考えております。

次に、（２）スケジュール案についてであります。

６月議会に本事業費を含む補正予算案を上程させていただく予定となっております。可決いただきましたら速やかに事業着手したいと考えております。概ねのスケジュールとしましては、６月下旬に公募型プロポーザルにて委託業者の募集を開始し、７月に委託業者を決定しまして、９月頃から体験旅行商品の販売を開始する予定となっております。

最後に、（３）財源についてであります。

国庫支出金の観光庁、地域観光魅力向上事業補助金を活用する予定となっております。

以上、地域観光魅力向上事業の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

田口建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、令和６年度斑鳩町一般会計事故繰越しについてご報告させていただきます。

平成緊急内水対策事業として、斑鳩町法隆寺北１丁目地内において令和５年度から令和６年度への工事請負費の明許繰越を経て事業を進めておりました、平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事において、令和７年２月に施工誤りを確認し、是正指示を行いました。

是正指示による改善作業に想定以上の日数を要しましたことから、請負業者から工期延期の申し出があり、工程を確認するうえで令和６年度内に工事を完了させることが困難と判断しましたので、明許繰越予算の事故繰越しを行い、工事を進めることといたしました。

なお、工事につきましては、令和７年４月２５日に完了しておりますことを併せて報告いたします。

以上、令和６年度斑鳩町一般会計事故繰越しについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員	工期中に終わらなかった理由はなんですか。
委員長	田口建設農林課長。
建設農林 課長	令和7年2月に施工誤りが発覚したこと、確認できたことで工期が足りなくなったということでございます。施工誤りにつきましては、調整池南面においてブロック積み護岸の構造物が調整池外側の通路部分を侵害していることがわかりまして、計画の通路幅員が不足する状態であることが発見されたということでございます。
木澤委員	それに伴って費用が新たに発生したと思いますけども、それはどういう負担になったんでしょうか。
建設農林 課長	こちらの施工誤りにつきましては、請負業者の責でございますので、請負業者の費用でもって是正措置を行いました。
委員長	中川議長。
議 長	その施工ミスと工期延長に対する、業者に対するペナルティってあるのかな。
委員長	田口建設農林課長。
建設農林 課長	竣工期日であります令和7年3月31日に工事が完了いたしませんでしたので、完了しました4月25日までの延長期間に対しまして、遅延金の請求をいたします。 また、遅延しましたことに対しまして、指名停止等の措置につきまして入札担当課である政策財政課の方に情報提供いたしまして、処分の方を決定しているところでございます。

委員長	ちなみに遅延金というのはどれぐらいの額なんですか。
建設農林 課長	金額にいたしまして、31,100円でございます。
委員長	他にございませんか。
	(な し)
委員長	ないようですので、これをもって、2. 各課報告事項については終わります。 続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。
木澤委員	i センターなんですけども、四月から呉竹荘さんに運営が代わって、もともとプロポーザルで提案されていた事業というのは、もうすでに喫茶コーナーとかその辺の運営ってどうなっているんでしょうかね、今。
委員長	福居地域振興課長。
地域振興 課長	現在、法隆寺 i センターを管理している法隆寺管理運営グループにおきまして、4月1日から喫茶コーナーの方をオープンされておりまして、現在もメニューの拡充等、検討されているところでございます。 そのほかの提案事業につきましては、現在検討しているところでございまして、今後実施されていくということで、また町の方もその進捗管理、しっかり進めてまいりたいと考えているところでございます。
木澤委員	もう1点、倉庫みたいになっていたところについては、どんな風になっているんですか。物置みたいになっていた部分。i センターの右側の部屋かな。そこが喫茶になっている、違うでしょ。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時34分 再開)

委員長

再開します。 福居地域振興課長。

地域振興
課長

i センターの喫茶コーナーにつきまして、この3月末まで観光協会の方が喫茶コーナー、ここ1～2年程度休業、営業されていなかったことから施設を倉庫として活用したりですとか、時には写真等を展示されたりとかいうスペースがあったりしたんですが、そちらのほうを喫茶コーナーとしてリニューアルオープンされたということでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、私から1点、委員の皆さんに、本日決める必要はありませんが、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思います。

建設常任委員会において継続審査の案件については、都市基盤整備事業に関することについてとなっています。

また、昨年度の総務常任委員会の継続審査案件であった、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについては、本日各課報告事項で報告いただいております。

継続調査の申し出は、6月の委員会での審議となりますが、その前に、現在の案件についてを継続審査とするか等について、皆さんのご意見をお伺いします。 木澤委員。

木澤委員

継続審査の(1)(2)という形で、(1)の方で今の都市基盤整備事業についてと、そして(2)の方でここにあげていただいている、斑鳩町における

発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてという形で整理していくのがわかりやすくいいのかなと思いますけど。

委員長 他の方はいかがですか。

(な し)

委員長 皆さんご意見なければそのような方向で取り纏めさせていただきたいと、最終的には6月の委員会でさせてもらいますけども、そのような方向で取り纏めたいと思います。

それでは、木澤委員以外ご意見ありませんでしたので、都市基盤整備事業に関することについてと。

木澤委員 委員長、そのまとめ方ちょっとおかしい。それについて皆さん賛同いただけるのか。

委員長 皆さんその意見についてご意見いかがでしょうか、賛同いただけますでしょうか。 小城委員。

小城委員 木澤委員のおっしゃっていただいた形で、(1) (2)でいいかなと思います。

委員長 溝部委員。

溝部委員 それで結構です。

委員長 井上委員。

井上委員 それでいいと思います。

委員長	嶋田委員はいかがでしょう。
嶋田委員	それで結構だと思います。
委員長	ありがとうございます。それでは皆様のご賛同をいただきましたので、都市基盤整備事業に関することについてを（１）としまして、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを（２）としまして、次回の委員会で決めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 これをもって、３．その他については終わります。 以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。 なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。 （ 異議なし ）
委員長	異議なしと認めます。 それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。
町 長	（ 町長挨拶 ）
委員長	これをもって、建設常任委員会を閉会します。 お疲れ様でした。 （ 午前９時３９分 閉会 ）